

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長 吉村 善美

市町村名 (市町村コード)	大阪府富田林市 (27214)	
地域名 (地域内農業集落名)	別井地区 (北別井集落・南別井集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農業上の利用が行われる農用地等面積は23.8haであり、うち、9.5haが農用地区域指定を受けている。過去に耕地整理事業が実施されたと思われ、整形なほ場が多いが1筆あたりの面積は小さい傾向。地区内の水利は千早川から分水する用水、地区南端のため池からの用水である。
地区内では水稻を中心に施設野菜や果樹が生産されている。千早川沿いに養鶏団地が立地している。
地区内の利用権設定面積は1haで、ほとんどが自己耕作されている。
アンケート回答者のうち、80歳以上が所有する農地が4.3ha、70代が所有する農地が5.5haあり、そのうち、後継者が不在か就農未定の面積は5.3haである。10年後の土地利用の意向で自己耕作以外と回答した面積が5.0haと、近い将来農業の担い手が不足すると見込まれる。
また、アンケート未回答の農地面積8.5haについてその意向を確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の主流である家族経営による耕作を可能な限り継続していく。農作業受委託を積極的に活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を含む地域農業の担い手へ農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道や水路の老朽化が進んでおり、整備の優先順位を定めていく。30アール程度のほ場を集約しなければ農地の借手も見つからないと考えられ、ほ場整備についても検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
耕作の継続が困難な農地について、外部も含め新たな担い手の参入を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託を積極的に進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

今後の協議を地区農業委員・実行組合長・水利組合役員で構成される会議体で進める。